

# 秋田県農業水利施設活用小水力等発電推進協議会規約

平成26年9月30日制定

改正 平成30年3月12日総会議決

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、秋田県農業水利施設活用小水力等発電推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を秋田市高陽幸町3番37号 秋田県土地改良事業団体連合会（以下「土地連」という。）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、農業水利施設を活用した小水力等発電を総合的に推進し、農村地域資源の有効活用と再生可能エネルギー供給システムの実現を図るとともに、農業・農村の活性化と持続可能な社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 小水力等発電に関する情報収集、調査、研究、連絡調整、普及啓発
- (2) 小水力等発電に関する施策等の提案及び要請活動
- (3) 小水力等発電マスタープランの策定に向けた検討
- (4) 発電施設導入に係る技術者育成などの技術力向上支援や協議調整並びに各種手続きに関する指導・助言
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

2 協議会は、必要に応じ専門部会を設けて議論・検討を行うことができる。

## 第2章 会員等

(協議会の会員及び委員)

第5条 協議会の会員は、秋田県内の市町村や土地改良区等のうち、この協議会の趣旨に賛同する者と秋田県及び土地連とする。

2 協議会の委員は前項の会員の代表者が推薦した者とする。

(会員の加入・脱退)

第6条 協議会の加入・脱退は、その事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

(会費)

第7条 協議会の会費は、これを徴収しないものとする。

(届出)

第8条 会員は、代表者並びに委員に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、秋田県土地改良事業団体連合会専務理事をもって、これを充てる。
- 3 副会長は、秋田県農林水産部農山村振興課長をもって、これを充てる。
- 4 監事は、第5条の委員の中から総会において選任する。
- 5 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第10条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、4年間とする。

2 補欠選任又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第12条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第13条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事させることができる。この場合において、協議会は、

その総会の開催の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第14条 役員は、無報酬とする。

## 第4章 総会

(総会の種別等)

第15条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が務めるものとする。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第10条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第16条 総会は会長が招集する。

- 2 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求の日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第17条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第19条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第18条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定及び改正に関すること。
- (4) 第4条の事業の実施に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第19条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会の解散
- (2) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第17条第1項及び第4項並びに第19条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
  - (1) 開催日時及び開催場所
  - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第20条第3項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第22条 会務の執行を補佐するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次に掲げるものをもって組織する。
  - (1) 秋田県農林水産部農山村振興課
  - (2) 土地連
- 3 前項の事務局には、業務の執行区分ごとに責任者を置く。

- 4 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、会長が任命する。

(業務の執行)

第23条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) 納付金取扱規程

- 2 前項各号の規程は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

(事業年度)

第24条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第25条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第26条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(固定価格買取制度との調整)

第27条 農業農村整備事業等により小水力発電施設を設置し、土地改良区等(土地改良区及び土地改良区連合をいう。)が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(以下「固定価格買取制度」という。)により売電

を行う場合には、本協議会に加入するとともに、発電開始後、農村振興局長が別に定めるところにより、売電収入の一部を協議会に納付するものとし、地域の小水力発電施設の導入推進等に活用するものとする。

なお、平成25年度末までに発電施設の導入について技術的・経済的検討が行われ、その導入可能性が確認された地区については、この限りでない。

## 第7章 協議会の解散及び残余財産の処分

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第28条 第4条第1項の事業が終了した場合及び協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額にあつては東北農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

附 則

1 この規約は、平成26年9月30日から施行する。

2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第9条2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第11条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第25条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4 協議会の設立初年度の会計年度については、第24条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成29年3月23日総会議決)

1 この規約は、平成28年4月1日まで遡って施行する。